市長定例記者会見資料



令和2年1月27日	
所 属	青少年課
所属長	藤川 浩志
電 話	06 - 6423 - 9996

不安を抱える若者とその保護者へ 専門相談員による支援(ユース相談支援事業)を実施します!

1 趣旨

尼崎市では、ひきこもりの長期化が社会的な問題となる中、長期・重篤化を未然防止するため、 中学卒業後の支援が行き届きにくい年代の青少年とその保護者を対象に専門相談員らによる支援を実施します。本支援は市と専門的ノウハウを持つ民間団体とが協力して取り組みます。

2 事業開始日

1月20日(月)から実施

3 対象

市内在住のおおむね 15 歳~20 歳とその保護者 (次年度は年齢制限を 29 歳まで広げる予定)

4 委託先

特定非営利活動法人み・らいず (代表理事:河内崇典)

5 事業の特徴

- ▼従来の支援では義務教育終了後において、自治体が課題や困難を抱える青少年の把握が困難になることを踏まえ、各市立中学3年生全員にチラシを配布し、不登校の生徒には訪問等で情報提供を行うなど中学在学中に積極的に関わりを持ち継続的な支援につなげます
- ▼本人同意の上で学校や子どもの育ち支援センターなどが持つ対象者の支援歴を事前に共有し 早期支援につなげます
- ▼本人だけでなく、その保護者を対象として交流する場を提供することにより、当事者らの社会的な孤立を防ぐとともに、保護者の負担感の軽減を図ります
- ▼民間団体の専門的知識と市が持つ情報を生かすことで、本人が自己肯定感や社会性を育むこと ができる環境を整えていきます

6 主な支援内容

▼ひきこもり未然防止事業

社会福祉士や精神保健福祉士など専門員による訪問相談

▼ひきこもりなど当事者の居場所を提供

当事者同士で活動したり、話をしたりする居場所を提供

▼当事者家族交流会

ひきこもりなど同じ悩みや不安を抱える保護者が交流できる場を提供

7 その他

チラシは別添のとおり

以上

『ひきこもりがちな方』と『その保護者の方』へ

相談無料

学校に行くのがしんどい

家から出たくない

高校進学が不安

将来のことが心配

そんな**不安を抱える若者とその保護者を対象**にした 相談支援事業がはじまります。

令和2年1月20日開始!

卒業や進学のタイミングは、将来に向けて希望を抱く一方で、様々な不安や心配を感じる時期でもあります。

「学校に行きたくない」「家から出たくない」「高校進学が不安」「将来のことが心配」

☆ そんな不安な気持ちを専門の相談員が受け止め、必要な支援を行います。

☆中学校卒業後も引き続き相談に乗り、サポートを継続します。

【相談支援 (無料)】

- ・相談のスペシャリスト(社会福祉士、精神保健福祉士など)がご自宅などに訪問し、 相談に対応します。
- ・相談の内容に応じて、一人一人の状態に合った支援を提案します。
- ・中学校卒業後も引き続き相談対応を行い、サポートを継続します。

【個別支援プログラム(無料)】

・一人一人の状況に応じて、必要なサポートを実施します。

★対象★

おおむね15歳~20歳までの以下のような状況にある青少年及びその保護者

- ・不登校やその経験がある ・家にひきこもっている(ひきこもりがち)
- ・その他将来などに不安等を感じている

★申し込み方法★

まずは、青少年課までご連絡ください。

※お申込みの際、支援にあたって必要な当該 青少年本人の個人情報の提供に係る同意書 をいただきます。

尼崎市こども青少年局青少年課

電話: 06-6423-9996

FAX: 06-6409-4355

E-mail: ama-seisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp 尼崎市若王寺 2-18-5 あまがさきひと咲きプラザアマブラリ 3 階

受付時間帯:月曜から金曜 午前9時から12時及び

午後1時から午後5時30分まで



★相談の流れ★

- ○学校に行くのがしんどい
- O家から出たくない Oひきこもりがち
- ○卒業後の進路が決まらない
- ○将来に不安を感じる ○気力がない
- 〇高校を中退した O仕事をやめた

などの心配ごとがある。概ね 15 歳から 20 歳までの青少年とその保護者



青少年課に申し込み (Tel: 06-6423-9996) (委託先事業者への情報提供等に係る同意をいただきます。)

【初回面談】委託先事業者が初回の面談を行います。

不登校やひきこもり、その他不安の原因について、 丁寧に聞き取りを行います。





支援計画の提案、了解

【訪問支援】委託先事業者による訪問支援を行います。

聞き取り内容をもとに、それぞれの支援計画を提案します。 支援計画について了解が得られれば、訪問支援を開始します。

訪問支援では、相談を継続し、信頼関係を築きながら次のステップに向けた支援を行います。



青少年本人

保護者



【個別支援】

公共施設などを利用して、外出のきっかけ となるようなプログラムを実施すること で集える場を提供し、次のステップに向け た支援を行います。



本人の状態に応じて、その他の支援機関の紹介などを行います。

【家族交流会】

同じ悩みや不安を抱える保護者が交流する場を提供し、不安や孤立感を解消します。





